

## 労働時間別の障害者雇用状況

(%)

	30 時間 以上	20～30 時間未満	20 時間 未満	不明	合計
身体障害者	89.1	8.0	1.2	1.7	100.0
重度	84.8	13.2	1.4	0.7	100.0
重度以外	93.6	4.2	1.3	0.9	100.0
知的障害者	78.6	2.8	0.2	18.5	100.0
重度	50.9	2.4	0.0	46.8	100.0
重度以外	86.5	4.4	0.2	8.9	100.0
精神障害者	88.7	4.4	3.6	3.2	100.0

(資料出所：平成 15 年度障害者雇用実態調査)

[参考] 雇用保険被保険者総数（特例・日雇・高齢を除く）に占める短時間労働被保険者数の推移

(%)

平成 9 年度	平成 11 年度	平成 13 年度	平成 15 年度	平成 17 年度
2.0	2.5	3.8	5.0	5.6

※ 短時間労働被保険者とは、週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満であり、かつ、一年以上引き続き雇用される見込みがある者をいう。  
 なお、平成 13 年度より、年収要件（90 万円以上）は廃止された。